

林野火災にご注意ください

全国的に大規模な林野火災が全国各地で多発しています。原因のほとんどは、野焼き等の火の不始末と言われています。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されていますが、例外の一つとして、**農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却**が認められています。

害虫駆除等のため、田畑の畦畔等を野焼き（火入れ）するとき、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある原野、田畑、荒廃地その他の土地で、その土地にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する場合は、消防署への届出とは別に「森林法」、「白馬村火入れに関する条例」に基づき、事前に「**火入許可の申請**」をしなければなりません。

農林業を営むうえでの火入れを行う際には、周囲に迷惑が掛からないよう、最大限の注意をお願いします。

なお、刈り取った草等を一箇所に山積みにして焼却を行う場合は、法や条例でいう「火入れ」には該当しないため、火入れ許可の申請は不要です。

火入れ5か条

- ① 地域で決められた野焼きの日がある場合は、その日に実施しましょう
- ② 風向きや強さ、時間を考慮し、少しでも延焼の虞^{おそれ}のある場合は中止しましょう
- ③ 野焼きの際は、絶対に目を離さないようにしましょう
- ④ 煙の量や臭いが近所の迷惑にならないよう最小限にとどめましょう
- ⑤ 植物は良く乾かして煙の発生量を抑えましょう

山林・原野火災を防ぐためにご協力をお願いします

お問合せ：白馬村役場 農政課林務係（電話 85-0766）

長野県公式ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/zankeishori.html>

白馬村公式ホームページ

https://www.vill.hakuba.lg.jp/gyosei/nogyo_shoko_kensetsu_nyusatsu/nogyo/8088.html

